# 第四期特定健康診查等実施計画

## 大阪菓子健康保険組合

最終更新日:令和6年03月29日

### 特定健康診査等実施計画 (令和6年度~令和11年度)

背景•耳	見状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動	反映】					
No.1 一人当たり医療費を見ると循環器系疾患、内分泌・栄養・代謝疾患 、消化器系疾患の医療費が高く、男性では、感染症・寄生虫症、女 性では、筋骨格系・結合組織疾患が高くなっている。		<b>&gt;</b>	健診受診率の向上と健診結果に基づく受診勧奨と保健指導の実施を確実に実施する。 また、インセンティブの活用により受診率等の向上を図る。				
No.2	新生物の一人当たり医療費では、男性は消化器、男性生殖器、呼吸 器・胸腔内臓器、女性では乳房、消化器、女性生殖器が高くなって いる。	<b>&gt;</b>	健診により早期発見や早期治療につながる可能性が高いため、がん検診の受診率を高め る。				
No.3	生活習慣病では糖尿病、高血圧、高脂血症の医療費が高く、40歳 代からの医療費が伸び率が高くなっている。	<b>&gt;</b>	40歳以上を優先して生活習慣の改善や運動の習慣づけのための特定保健指導を行う。 あわせて、40歳未満の人についても重症化リスクも含め優先順位を付けて受診勧奨等 を行う。				
No.4	歯科の疾患のうち、歯肉炎・歯周疾患の一人当たり医療費が高く、 全ての年齢階層別で全組合集計より高くなっている。	<b>&gt;</b>	共同事業を活用し、被保険者及び被扶養者の虫歯及び歯周病疾患の健診、歯科衛生指導 を行う。				

#### 基本的な考え方(任意)

特定健診は、受診率85%を目標とする。 特定保健指導は、実施率30%を維持する。

#### 特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

**1** 事業名 基本健診、節目健診、婦人健診、人間ドック(40歳以上) 対応する 健康課題番号 No.1



事業の	業の概要						
対象	対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:基準該当者						
方法	-						
体制	-						

#### 事業目標

健診未受診者を減らすことで、メタボリック症候群の減少を図る。 がん検診の受診率を上げがんの早期発見・早期治療を図る。

評	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
佃	特定保健指導対象率	18 %	18 %	17 %	17 %	16 %	16 %
指	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
標	特定健診実施率	75 %	77 %	79 %	81 %	83 %	85 %

#### 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度	
被保険者及び被扶養者への早期受診勧奨	被保険者及び被扶養者への早期受診勧奨	被保険者及び被扶養者への早期受診勧奨	
R9年度	R10年度	R11年度	
被保険者及び被扶養者への早期受診勧奨	被保険者及び被扶養者への早期受診勧奨	被保険者及び被扶養者への早期受診勧奨	
	<u>.                                      </u>	<u> </u>	

#### 特定保健指導 2 事業名

対応する 健康課題番号 No.3



#### 事業の概要

対象 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:基準該当者 方法

体制

事業目標

特定保健指導実施率を上げることで、生活習慣病の発症や重症化を予防すると ともに加入者の健康に対する意識の向上を図る。

_							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	修了者の率	95 %	95 %	95 %	95 %	95 %	95 %
≘π	特定保健指導対象者割合	18 %	18 %	17 %	17 %	16 %	16 %
評価指	特定保健指導による特定 保健指導対象者の減少率	16 %	16 %	17 %	17 %	18 %	18 %
標	腹囲 2 cm・体重 2 kg減 を達成した者の割合	18 %	18 %	19 %	19 %	20 %	20 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %

#### 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
		特定保健指導対象者の多い事業所を優先して実施する ほか、未実施事業所での実施に努める。
R9年度	R10年度	R11年度
		特定保健指導対象者の多い事業所を優先して実施する ほか、未実施事業所での実施に努める。

達成	達成しようとする目標/特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特	計画値	全体	4,602 / 6,137 = 75.0 %	4,728 / 6,140 = 77.0 %	4,851 / 6,140 = 79.0 %	4,982 / 6,150 = 81.0 %	5,105 / 6,150 = 83.0 %	5,228 / 6,150 = 85.0 %	
定健康		被保険者	4,313 / 4,963 = 86.9 %	4,354 / 4,970 = 87.6 %	4,430 / 4,970 = 89.1 %	4,536 / 4,976 = 91.2 %	4,635 / 4,976 = 93.1 %	4,735 / 4,976 = 95.2 %	
診査	*1	被扶養者 ※3	352 / 1,174 = 30.0 %	374 / 1,170 = 32.0 %	421 / 1,170 = 36.0 %	446 / 1,174 = 38.0 %	470 / 1,174 = 40.0 %	493 / 1,174 = 42.0 %	
実施	実	全体	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	
率	績値	被保険者	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	
	*1	被扶養者 ※3	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	
特	計	全体	249 / 828 = 30.1 %	255 / 851 = 30.0 %	248 / 825 = 30.1 %	254 / 847 = 30.0 %	245 / 817 = 30.0 %	251 / 836 = 30.0 %	
定保	画値	動機付け支援	106 / 331 = 32.0 %	105 / 340 = 30.9 %	102 / 338 = 30.2 %	104 / 347 = 30.0 %	106 / 343 = 30.9 %	112 / 351 = 31.9 %	
健	<b>*</b> 2	積極的支援	143 / 497 = 28.8 %	150 / 511 = 29.4 %	146 / 487 = 30.0 %	150 / 500 = 30.0 %	139 / 474 = 29.3 %	139 / 485 = 28.7 %	
指導	実	全体	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%	
実	績 値 ※2	動機付け支援	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	
施率		積極的支援	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	-/-=-%	- / - = - %	- / - = - %	

<sup>\*\*1)</sup>特定健康診査の(実施者数) / (対象者数) \*\*2)特定保健指導の(実施者数) / (対象者数) \*\*3)特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

#### 目標に対する考え方(任意)

被保険者に対しては、受診率の向上のため事業主と連携した受診勧奨を行う。

被扶養者に対しては、対象者への特定健診受診券を年度当初に送付することにより早期の受診勧奨を行う。

#### 特定健康診査等の実施方法(任意)

当組合が契約した健診機関以外にも集合契約健診機関及び共同事業で行う健診機関で健診を実施。

また、上記以外の健診機関で健診を受診した場合、自己負担分を除き健診費用の一部を補助する。

特定保健指導は、当組合所属の専門職が直接またはICTを活用した初回面談を実施する。

また、広い範囲に点在する支店や工場への対応のため一部外部委託により実施する。

#### 個人情報の保護

個人情報の保護に十分に配慮するとともに、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)に準拠した情報管理など、個人情報保護に必要な措置を 講じる。

また、プライバシーが保たれるように、実施側、対象者側ともに、録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないように確認するほか必要に応じて対象者に説明する等個人 情報保護法に基づくガイドライン(健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等)に基づき必要な措置を講じる。

#### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

当組合のホームページと機関誌への掲載により周知広報する。

#### その他(特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等)